

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		自動車臨時運行許可証及び番号標の返納の督促
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則
条 項		第4条
所 管 課		各区役所 区民生活部 区民課
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	臨時運行許可を受けた者は、有効期間満了後、速やかに許可証及び番号標を市長に返納しなければならない。 道路運送車両法第108条（6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金）
備 考		